## 国立大学法人電気通信大学部局長等連絡協議会要項

制定 平成20年4月1日要項第2号 最終改正 令和5年7月27日要項第3号

(設置)

第1条 国立大学法人電気通信大学に部局長等連絡協議会(以下「連絡協議会」という。) を置く。

(目的)

第2条 連絡協議会は、大学の全組織間の連絡調整、情報交換によって組織間の有機的連 携が効果的に実施できるようにすることを目的とする。

(組織)

- 第3条 連絡協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 学長
  - (2) 理事
  - (3) 副学長
  - (4) 情報理工学域長
  - (5) 大学院情報理工学研究科長
  - (6) レーザー新世代研究センター長
  - (7) 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター長
  - (8) 宇宙・電磁環境研究センター長
  - (9) 脳・医工学研究センター長
  - (10) i パワードエネルギー・システム研究センター長
  - (11) 量子科学研究センター長
  - (12) 人工知能先端研究センター長
  - (13) ナノトライボロジー研究センター長
  - (14) スーパー連携大学院推進室長
  - (15) グローバル化教育機構長
  - (16) 附属図書館長
  - (17) 保健管理センター長
  - (18) 大学教育センター長
  - (19) 学生支援センター長
  - (20) アドミッションセンター長
  - (21) 産学官連携センター長
  - (22) 情報基盤センター長
  - (23) e ラーニングセンター長
  - (24) 実験実習支援センター長
  - (25) ものつくりセンター長
  - (26) 国際教育センター長
  - (27) 研究設備センター長

- (28) 社会連携センター長
- (29) 広報センター長
- (30) 評価室長
- (31) 研究活性化推進室長
- (32) 研究戦略推進室長
- (33) 国際戦略推進室長
- (34) 男女共同参画・ダイバーシティ戦略推進室長
- (35) IR室長
- (36) 教育研究技師部長

(議長)

- 第4条 連絡協議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 2 議長は、連絡協議会を主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した理事がその職務を代行する。 (構成員以外の者の出席)
- 第5条 監事は、常時連絡協議会に出席し、意見交換等にあたることができる。
- 2 議長が必要と認めるときは、連絡協議会に構成員以外の者を出席させることができる。 (事務)
- 第6条 連絡協議会に関する事務は、総務部総務企画課において処理する。 (雑則)
- 第7条 この要項に定めるもののほか、連絡協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日要項第11号)

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月20日要項第3号)

この要項は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年7月20日要項第5号)

この要項は、平成23年7月20日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日要項第16号)

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月26日要項第4号)

この要項は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則 (平成26年12月24日要項第3号)

この要項は、平成27年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日要項第8号)

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日要項第6号)

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行日後、大学院情報システム学研究科の存続する間、大学院情報システム学研究科長は、第3条に定める連絡協議会を組織する者とする。

附 則 (平成28年6月22日要項第2号)

この要項は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月26日要項第9号)

この要項は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月28日要項第19号)

この要項は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日要項第8号)

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年10月29日要項第2号)

この要項は、平成30年11月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日要項第7号)

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月22日要項第6号)

この要項は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日要項第15号)

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月27日要項第3号)

この要項は、令和5年10月1日から施行する。